福岡市公報

令和６年３月29日　号外第４号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第64号）…… 1

○福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第65号）…… 4

○福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例施行規則の廃止（第66号）…… 6

○福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第67号）…… 6

規　　則

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第64号

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の２」に改める。

第６条中「第23条」を「第23条第１項」に改める。

第９条に次の２項を加える。

７　特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第79条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）第69条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

8　特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第30条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第19条第３項中「介護保険法」の次に「（平成９年法律第123号）」を加える。

第22条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

⑵　当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第22条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

2　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変

した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第23条中「協力病院」を「協力医療機関」に、「掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条に次の２項を加える。

２　特別養護老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該特別養護老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３　特別養護老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第２章中第24条の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第24条の２　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第30条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第32条中「第24条」を「第24条の２」に改める。

第34条第10項を次のように改める。

10　地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合に

おいては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第34条第11項中「福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第36条第１項中「（平成９年法律第123号）」を削る。

第37条中「及び第13条」を「、第13条」に改め、「第23条まで」の次に「及び第24条の２」を加える。

第40条中「第23条まで」の次に「、第24条の２」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第23条に２項を加える改正規定（同条第３項に係る部分に限る。）は、令和７年４月１日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第22条第１項（改正後の規則第32条、第37条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第24条の２（改正後の規則第32条、第37条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第65号

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則の

一部を改正する規則

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成26年福岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第３条中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の23第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第11条第１項第25号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における介護支援専門員の員数は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに１とする。

第９条第１項中「介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第10条中「の利用料」を「に規定する利用料」に改める。

第11条第１項第13号の２中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同項第14号中「（イ」の次に「及びウ」を加え、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回利用者の居宅を訪問し利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(ｱ)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ｲ)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ａ　利用者の心身の状況が安定していること。

ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ｃ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第11条第１項第25号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を

加える。

第18条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第22条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第９条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第24条第１項中「第23条」を「前条」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第18条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第66号

福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例施行規則を廃止する規則

福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第12号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第67号

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成26年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

２　介護支援専門員の員数は、１以上とする。

第９条に次の２項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第10条中「前条の」を「前条第１項に規定する」に改める。

第17条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第21条第２項第２号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　条例第16条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第22条第１項第16号中「（ウ」を「（イ及びオ」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回利用者の居宅を訪問し面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

(ア)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ｲ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ａ　利用者の心身の状況が安定していること。

ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ｃ　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第22条第１項に次の１号を加える。

(28) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の２第１項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第24条中「第９条」を「第９条第１項」に改める。

第25条第１項中「第24条」を「前条」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第17条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています